

提案審査基準

1 評価の方法

内容点（企画提案書、およびプレゼンテーションを評価）、実績点（類似業務実績調書をもとに算出）、機能点（機能要件一覧をもとに算出）、価格点（見積書をもとに算出）の合計点数を評価点数とする。

なお、「様式9 機能要件一覧」において、本市が必須と考える項目を必須項目として設定している。その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、失格とする。

本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点・実績点・機能点の合計が満点の60%未満の場合には不採用とする。

2 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、評価点数の上位1者を優先交渉権者とし、2位の者を次点とする。

1位と2位の決定について、評価点数の同じ者が2人以上あるときは、内容点が高い者を上位とし、内容点と同値の場合は、同点になっている提案を対象に再度採点し、上位を決定する。この場合の採点方法は、審査委員が協議の上、決定する。

3 価格点

価格点は、見積書（様式5-1）により次の通り算出する。

$$\text{価格点評価} = \text{価格点（満点）} \times \text{最低見積価格} \div \text{見積価格} \cdots \text{価格点算出式}$$

見積価格が、提案上限額を超える見積価格提出者は失格とする。

配点割合表

価格点を除く、各配点のおおよその割合は以下のとおりである。

配点項目	評価対象	配点割合
内容点	提案書	50.0%
	プレゼンテーション	
実績点	類似業務実績調書（様式3）	12.5%
機能点	要件一覧（様式9）	37.5%
合計		100%